

## ◎ 退職手当事業の概要

### ■ 退職手当の支給

組合市町村等の職員が退職した場合にその者(死亡により退職した場合はその遺族)に支給します。

※ 組合市町村等とは 当組合を組織する市町村及び一部事務組合等のことをいいます。

### ■ 退職手当の支払

一般の退職手当等は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支払います。

### ■ 退職手当を受ける者の範囲

- 1 長、副市町村長、地方公営企業管理者、市町村の職員
- 2 議会の事務局長、書記長、書記その他の職員
- 3 選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員  
監査委員及び監査委員の事務を補助する事務局長、書記その他の職員  
農業委員会の職員  
固定資産評価員
- 4 教育委員会の教育長並びに事務局の職員等
- 5 消防吏員及び消防事務職員並びに消防団員
- 6 一部事務組合の職員
- 7 広域連合の職員
- 8 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により採用された任期付職員(短時間勤務職員を除く。)
- 9 新潟縣市町村総合事務組合の職員

※ 職員とは 常時勤務に服することを要する職員(定数内職員)をいいます。

なお、特別職の市町村長、副市町村長及び地方公営企業管理者も常勤職員に含めるものとされています。

※ 職員以外の者 常勤職員ではないが一定の要件を満たしている者。(非常勤職員)